

# 全 員 協 議 会

令和3年3月25日(木)  
午後1時30分 開議

## 協 議 事 項

1. 組合議会の報告について  
(南加賀広域圏事務組合議会)
2. 条例改正の専決処分について
3. その他

## 加賀市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

### 【専決理由】

令和3年度税制改正大綱に基づき、「地方税法等の一部を改正する法律案」が今国会に提出され、その成立が3月末に見込まれており、所要の改正が必要です。専決処分するものについては、その施行が令和3年4月1日までに改正が必要なもののみとしており、残るものについては定例会に上程のうえ、ご審議をいただきます。

### 1 【市民税】

#### ○附則第38条（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年12月31日までの入居者を特例措置の対象とすることとされていたものを、令和4年12月31日までの入居者を対象とすることに伴う所要の改正

### 2 【固定資産税・都市計画税】

#### ○附則第15条の1～3（宅地等及び農地の固定資産税及び都市計画税の特例）

宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置等の仕組みを継続することに伴う所要の改正

その上で、新型コロナウイルス感染症の影響による生活環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感を軽減するため、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別措置を講ずることに伴う所要の改正

#### ○附則第13条の2（わがまち特例）

浸水被害防止・軽減のため、特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に基づき、県知事や市長等の認定を受け、整備された雨水貯蓄浸透施設に係る固定資産税について、条例で定める割合を軽減することが可能となる特例措置

の割合を、加賀市においては、3分の1とするなどの所要の改正

### 3 【軽自動車税】

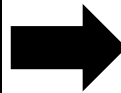
#### ○第89条の4（軽自動車税環境性能割の税率）

軽自動車の環境性能割の税率区分について、令和2年度燃費基準の達成状況を考慮しながら、令和12年度燃費基準のもとで見直すことに伴う所要の改正

自家用乗用車

（現行 令和元,2年度）

区分	税率	
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車	非課税	
ガソリン車 令和2年度基準		
ハイブリッド車 +20%達成		
LPG車 令和2年度基準		
	+20%達成	1%
	令和2年度基準 +20%達成	
上記以外	2%	



（改正案 令和3,4年度）

区分	税率	
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車	非課税	
ガソリン車 令和12年度基準		
ハイブリッド車 85%達成		
LPG車 令和12年度基準		
	75%達成	1%
	クリーンディーゼル車 令和12年度基準 60%達成	
上記以外	2%	

#### ○附則第21条の3（軽自動車税環境性能割の非課税）

軽自動車税の環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が、令和3年3月31日から令和3年12月31日に9か月延長されることに伴う所要の改正

#### ○附則第22条の2～8（軽自動車税種別割の税率の特例）

軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）について、電気自動車など環境にやさしい車種に限定して、75%軽減措置を2年延長されるとともに、営業用乗用車に限定して、50%及び25%の軽減措置を2年延長されることに伴う所要の改正

その他、法律等の改正に伴う条番号や文言の修正等の改正を予定

## 人事異動について

1 令和3年4月1日発令予定総数 483件（職員に占める割合42.6%）

## 2 職員配置総数

（単位：人）

部局名	基準日 平成31年 4月1日	令和2年 4月1日	令和3年 4月1日	令和2年と 令和3年の 増減
市長部局	430	428	433	5
議会事務局	7	8	8	0
監査委員事務局	3	3	3	0
教育委員会	49	48	44	△4
消防	113	114	117	3
上下水道事業	21	21	20	△1
病院事業	488	507	509	2
合計	1,111	1,129	1,134	5

※ 再任用短時間勤務職員を含まない。

## 3 退職者及び新規採用者等の数

(1) 退職者（R3.3.31付）

・39人（うち R3.4.1 再任用職員 14人）

(2) 再任用任期満了者（R3.3.31付）

・47人（うち R3.4.1 再任用職員 38人）

(3) 新規採用者（R3.4.1付）

・44人

※ (1) から (3) には、令和2年度途中の採用者及び退職者は含まず、再任用短時間勤務職員を含む。

## 4 職制の変更について

組織の意思決定をより迅速に行うとともに柔軟な業務体制を確立することを目的に、令和3年度から、現在の「係制」を廃止し「グループ制」を導入します。

## 加賀市歴史的風致維持向上計画の認定について

城下町大聖寺を重点区域とした加賀市歴史的風致維持向上計画が、国の歴史まちづくり法に基づき主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）から認定されました。石川県では金沢市に次ぎ2例目となります。

加賀市における歴史まちづくり計画が令和3年3月23日付で主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）により認定されました。今回の認定により、全国の認定都市数は86市町となります。

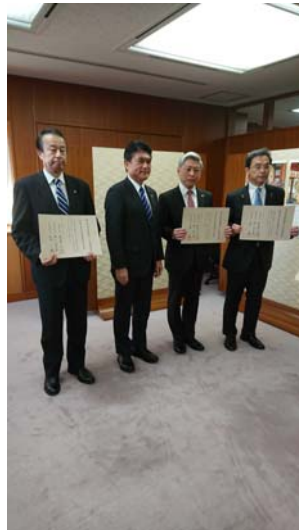
本計画は、歴史まちづくり法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）に基づき策定するものです。

この法は、地域固有の伝統や祭り等の活動と、その活動が行われている歴史的建造物及びその周辺の市街が一体となって形成された良好な市街地環境（歴史的風致）が、担い手不足等により失われつつあることから、それらを維持向上させるために市町村

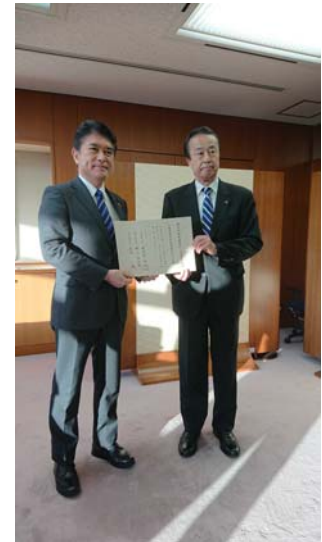
が作成した計画を国が認定し、市町村が重点区域で行う取組みを国が支援するというものです。

当市の計画策定の背景として、城下町大聖寺や温泉文化など多様な歴史的風致が現存する一方で、歴史的な建造物や伝統的な活動などの歴史的風致の維持が困難な状況になっています。そのため、加賀市特有の歴史や文化を反映した良好な歴史的風致を維持向上させ、後世に継承し、歴史まちづくりの推進による地域の活性化を目的としています。

本計画では、優先的かつ重点的に取組みを進める重点区域に「城下町大聖寺」を位置づけ、重要文化財「江沼神社長流亭<sup>えぬまじんじやちやうてい</sup>」の周辺地域にある「江沼神社庭園（旧大聖寺藩邸庭園）」の整備や「錦城山公園」の修景に係る事業、町屋等の歴史的建造物の修理・修景、伝統的な祭礼・芸能の継承に関する事業などを推進し、歴史的風致の維持向上および観光誘客の強化を図ります。

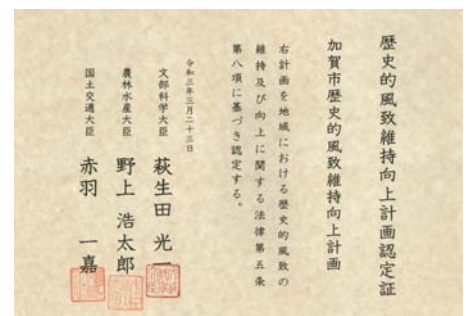


認定式の模様  
（加賀市・大津市・杵築市）



認定証の交付

計画名称	加賀市歴史的風致維持向上計画
計画期間	10年間（令和3年度～令和12年度）
重点区域名称	城下町大聖寺
重点区域面積	約205ヘクタール
重要文化財建造物	江沼神社長流亭（重要文化財）



## 新型コロナウイルス感染症対策について

## 1 現在の状況

新型コロナウイルス感染症の現在の状況 (R3.3.24 までの県記者発表資料より)

		感染者数	令和2年 6月以前 (第1波相当)	令和2年 7月~9月 (第2波相当)	令和2年 10月以降 (第3波相当)
石川県内		1,896人	300人	476人	1,120人
うち 加賀市内		91人	2人	63人	26人
参 考	小松市	200人	12人	99人	89人
	能美市	139人	3人	39人	97人

※加賀市内死亡者 1名(令和3年3月16日)

## 2 政府が発出した「緊急事態宣言」について

1都3県(東京・埼玉・千葉・神奈川)を対象に、令和3年3月21日までの期間発出されていた緊急事態宣言は、同日解除された。

## 3 石川県が発出した「ステージⅡ(感染拡大警報)」及び「飲食・若者 感染拡大特別警報」について

県の新たなモニタリング指標に基づき、令和3年1月21日に発出された「ステージⅡ(感染拡大警報)」と、飲食店において若者のクラスターが連続して発生したことから、2月12日に追加して発出された「飲食・若者 感染拡大特別警報」は、3月12日に解除され、「ステージⅠ(感染要注意)」へ移行した。

## 4 本市の対応

## (1) 市ホームページ、フェイスブック、防災メールによりお知らせ

(呼びかけ内容)

- ・歓送迎会、謝恩会、卒業式後の懇親会の開催や卒業旅行の実施については、慎重な判断を。花見は宴会なしで
- ・就職や入学などで来られる方は、2週間前から感染リスクの高い行動を控え、感染対策の徹底を
- ・接待を伴う飲食店において、感染防止対策が不十分な場合は利用自粛を
- ・飲食の際は、大人数や長時間に及び会食を避け、大声を出さず、会話をする時はマスクを着用するなど、慎重な対応を
- ・感染者の方やそのご家族、医療関係者等に対する差別や偏見につながる行動は慎むこと

## (2) 桜開花時期での対応

- ・中央公園に三密回避の注意喚起看板を設置し、日中は管理委託者、夜間はパトロール委託者が巡回を行う。その他の公園についても巡回体制の強化を図る。

## 新型コロナウイルスワクチン接種について

## 1 基本方針と接種体制

## (1) 基本方針

かかりつけ医での個別接種を中心とし、それを補う形で集団接種を行う。  
 なお、接種開始当初は、ワクチン供給量に限りがあることから、優先接種を行う高齢者の中でも、施設入所者等の接種を優先とする。

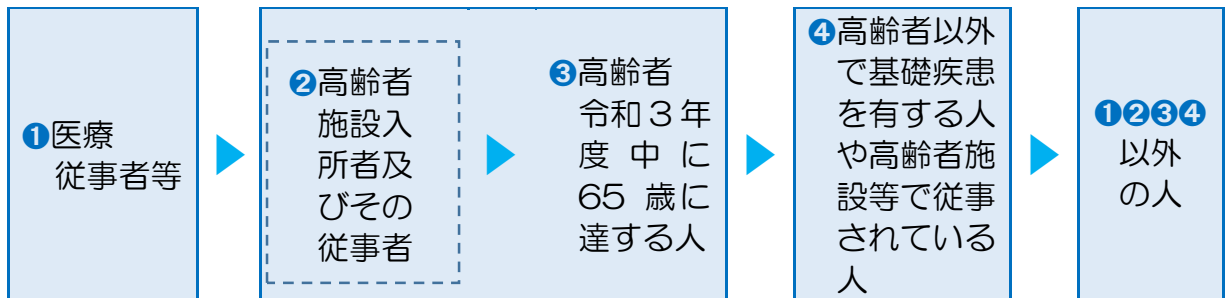
[理由]

- ・ワクチン接種に不安がある市民にとっては、自分の病状等をよく知っている、かかりつけ医で接種を受けることが、最大の安心材料となる。
- ・高齢者施設で感染が発生した場合は、クラスターに発展する可能性があり、また、入所者には基礎疾患がある等の重症化リスクの高い方が多い。

## (2) 接種体制

32 医療機関による個別接種、4 会場での集団接種（市医療センター、石川病院、市民会館、河南地区会館）、43 施設での施設接種を行う。

## (3) 優先順位の考え方



## (4) 接種スケジュール（予定）

- ・ 3月下旬：高齢者施設入所者の接種クーポン券を発送
- ・ 4月19日以降：高齢者施設での接種開始
- ・ 4月下旬以降～：高齢者施設入所者以外の65歳以上の方へ接種クーポン券を発送  
 接種予約受付開始（接種開始時期は、今後決定する）  
 （接種クーポン券の発送は、5月3日以降のワクチンの供給量次第では、年齢等を細分化して発送することもある）

※ 加賀市へのワクチン供給量（石川県からのワクチン配送決定分）

配送日	4月12日の週	4月19日の週	4月26日の週
ワクチン数	2箱（975人分）	1箱（487人分）	1箱（487人分）

現段階での供給決定分（4箱分・1,949人分）だけでは、高齢者施設の入所者とその従事者（入所者1,535人、従事者812人、計2,347人）の必要数に満たない。  
 このため、施設入所者接種は、これ以降に配送されるワクチンも加え対応する予定

## 2 周知啓発

- 市ホームページ：2月15日から、公開（随時更新）
- ケーブルテレビ：3月3日から、かがまち情報にて1日12回放映  
（3月3日～第1報、3月12日～第2報を放映中）
- 広報かが臨時号：3月18日から、全戸配布（北國新聞折込又はポストイン）
- 動画配信：3月31日から、市ホームページ上の加賀市公式YouTubeチャンネルやフェースブックに掲載予定（手話通訳、字幕付）  
民生委員と各地区会館へ動画収録DVDの配布のほか、介護サービス事業所、障がい者サービス事業所へ周知予定
- コールセンターチラシ：3月12日から、医療機関と公共施設に配布
- 広報かが：4月号から毎月掲載予定（必要に応じ臨時号の第2号も検討）

## 3 集団接種シミュレーションについて

### (1) 概要

シミュレーションを行うことで、課題を洗い出し、集団接種の適切な運営体制を構築することを目的に、受付から接種、接種後の待機まで、時間配分、会場レイアウトと人員配置、必要物品、感染防御対策、副反応者への対応等の確認のため、点検項目を定めて実施する。

実際に接種に携わる医師会の医師・看護師等と接種住民役も参加し実施することで、より実践に近い形で行う。

### (2) 日時

令和3年3月28日（日）

8:00～事前打合せ

9:00～接種シミュレーション開始

11:00～課題等の意見交換

### (3) 場所

加賀市医療センター1階外来

### (4) その他

集団接種会場である、石川病院、市民会館、河南地区会館でも、シミュレーションを行う予定



## 加賀市環境美化センターの操業期間に関する覚書の調印について

ごみ処理施設である加賀市環境美化センター（熊坂町乙7番地1）は、施設が稼働してから20年以上経過しており、老朽化が著しくなっております。

そのため、令和元年度から3年度にかけて、基幹的設備改良工事を実施し、施設の長寿命化を図っております。

環境美化センターは、熊坂町の理解を得て建設・操業しており、令和元年度から3年度の基幹的設備改良工事により施設設備が長寿命化されます。それに伴い、現在、令和8年3月31日までとしている操業期間を、令和18年3月31日までに延長することについて、熊坂町の合意を得られましたので、令和3年2月26日、熊坂町民会館において、操業期間の延長にかかる覚書の調印を行いました。

### 【覚書の概要】

加賀市と熊坂町は、平成3年11月に締結した「加賀市環境美化センター（仮称）建設に関する覚書」第2項に基づき協議し、環境美化センターの操業期間を延長して、令和18年3月31日までとする。